

## 第 51 回財務省 NGO 定期協議質問書

### 議題 1 : CIF 及び鳩山イニシアティブのレビューと緑の気候基金への日本の貢献について

提案者 : 森下麻衣子 (オクスファム・ジャパン)、柳井真結子 (FoE Japan)

#### 背景 :

気候変動枠組み条約第 17 回締約国会議(COP17)において、途上国の気候変動対策のための「緑の気候基金 (GCF)」が設立された。2020 年までの長期資金では先進国全体から年間 1000 億ドルを動員し、UNFCCC のガイドの下で運用されることになっている。GCF はより効果的かつ公平な資金メカニズムとして気候資金の中心となることが期待されており、世界銀行の気候投資基金 (CIF) や短期資金 (ファーストスタートファイナンス) の知見及び反省が活かされるべきである。そのためにも、十分な情報公開と公正なレビューの実施が必要だと考えられる。

#### 【CIF の終了とレビューに関して】

1. 世界銀行の気候投資基金(CIF)は、当初より新しい資金メカニズムが出来た時点で終了することが定められている。GCF の設立に伴い、様々な基金に資金が分散されないためにも今後業務終了の方向にあるのか。その場合の具体的な予定、プロセスを教えてください。

2. CIF のレビューに関しては添付のように国際市民社会からも完全な独立レビューを求める要望が出されているが、いかにして CIF の公正なレビュー実施し、GCF の制度設計、運用に反映させることが可能か、財務省の見解をお聞きしたい。\* 添付 1

#### 【鳩山イニシアティブのレビューに関して】

3. 日本の短期資金である鳩山イニシアティブ (クールアース・パートナーシップを含む) に関しては、支援実績が金額以外の一部の事業名を除いてほとんど明らかにされていない。温室効果ガスの削減、環境社会配慮、非ドナー国の気候変動政策との整合性等の評価指標を設けてレビューを実施してはどうか。

4. 2012 年 5 月までの実施状況を示していただきたい。多国間への拠出状況、二国間援助のスキームを利用する事業に関しては、事業一覧及び実施機関、事業概要・評価のウェブリンクを整理して公開していただきたい。

5. クールアース・パートナーシップ分は、既存の途上国支援を整理したものなので、新規で追加的な資金ではない。国連への報告も修正すべきではないか。

6. 現在公開されている情報によると、鳩山イニシアティブとして実施された 150 億ドルのうち、適応案件は 10 億ドルに満たない。カンクン合意では、短期資金に関して緩和と適応でバランスの取れた配分を求めているが、日本の配分をどのように評価し、考えるか。またこれらを踏まえて、今後の方針につ

いてご説明いただきたい。

7. 途上国が適応策に要するための資金に関しては、汚染者負担の原則などを理由に、借款ベースでなくグラントベースであるべきとの声も根強い。借款ベースの適応支援策の実例概要と、この点についての考え方についてご説明いただきたい。

【GCF への貢献について】

8. 日本の短期資金に関しては、その大部分が二国間援助であり、多国間の支援は 150 億ドルのうち 7 億ドルに過ぎない。GCF 設立に伴い、気候資金における多国間と二国間における割合を変える見通しがあるか、財務省としての考え方についてお聞かせいただきたい。

9. 2012 年末を持って短期資金の支援期間終了に伴い、今後想定する拠出額やプレッジ先など、財務省としての考え方や方針についてお聞かせいただきたい。

10. 現状では革新的な資金源が確保できていないが、ドーハ会合に向けて日本からの具体的な提案はあるか。例として、革新的な資金源として国際船舶からの排出への課税（課金）などが提案されているが、財務省としての考えをお聞かせいただきたい。

**議題 2：アジア開発銀行（ADB）のアカウントビリティ・メカニズムにおける異議の取り扱いについて  
～カンボジア鉄道改修事業の住民移転問題をめぐって**

**提案者：土井利幸（特活メコン・ウォッチ代表理事）**

**事業名：GMS カンボジア鉄道改修（ADB プロジェクト番号 37269）**

【背景】

2011 年 11 月、アジア開発銀行（ADB）の Office of Special Project Facilitator（OSPF）に対して、GMS カンボジア鉄道改修事業によって移転を余儀なくされた住民が異議を申立てた<sup>1</sup>。申立て住民の希望で内容の詳細は公表されていないが、カンボジア国内の複数の州にまたがる鉄道沿線の住民約 160 世帯が申立てに加わり、補償基準の見直し、移転で発生した債務の解消、生計回復プログラムの改善などを求めている<sup>2</sup>。2012 年 1 月、OSPF は申立てを適格と判断し、直後に検証と評価を実施した上で、報告書（Review and Assessment Report=RAR）案を作成した。申立て住民は RAR 案へのコメントを提出し、現在、申

---

<sup>1</sup> <http://beta.adb.org/site/accountability-mechanism/complaint-registry-year>

<sup>2</sup> 事業によって発生した移転問題に関しては、メコン・ウォッチの以下のサイトを参照。

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/GMSRailway.html>

また、この事業については、第 46、48、49、50 回の各協議会にも議案として提出した（第 50 回は 2 議案）。議事録は以下のサイトで閲覧可能。

第 46 回定期協議会議事録：<http://www.jacsces.org/sdap/mof/qjiiroku/mof46.pdf>

第 48 回定期協議会議事録：<http://www.jacsces.org/sdap/mof/qjiiroku/mof48.pdf>

第 49 回定期協議会議事録：<http://www.jacsces.org/sdap/mof/qjiiroku/mof49.pdf>

第 50 回定期協議会議事録：<http://www.jacsces.org/sdap/mof/qjiiroku/mof50.pdf>

立てはアカウントビリティ・メカニズム（AM）<sup>3</sup>が規定する OSPF のステップ 6 の段階にあると思われる。

その後、申立て住民の代理を務める NGO からの聞き取りによると、約 160 世帯住民の一部 20 世帯が OSPF 手続きの進捗状態に対する不満を募らせ、手続きから離脱した上で Office of Compliance Review Panel（OCRП）に対して異議を申し立てることを決めた。5 月初旬、20 世帯は OSPF に文書で OSPF 手続きからの離脱を伝え、OCRП に異議を申し立てた。なお、20 世帯の決断の背景には、2010 年から ADB に対して救済を訴えているにもかかわらず遅々として改善が進まず、特に最近では債務問題の深刻化によって住民が窮状に追い込まれている状況があることを強調しておく。

以下では、20 世帯が OCRП に申立てた異議の取り扱いについて、財務省と協議をさせていただきたい。

#### 【質問】

1. AM では OCRП が住民の異議を 7 日以内に登録することとなっている<sup>4</sup>が、現時点では未登録のままである<sup>5</sup>。OCRП が 20 世帯の異議を登録しない理由はなにか。OCRП の判断が適切であるかどうかについての財務省の見解とあわせてお聞きしたい。
2. OCRП が 20 世帯の異議を登録しないのは、OSPF 手続きがステップ 7 に達していないためとも考えられる<sup>6</sup>。AM ではステップ 7 において申立て住民が OSPF 手続きと並行して OCRП に政策遵守の確認を求める権利を認めている<sup>7</sup>。しかし、同時に AM は、申立て住民がステップ 5<sup>8</sup>あるいはステップ 6<sup>9</sup>で OCRП に進む権利も認めている。20 世帯は OSPF 手続きからの離脱を希望している以

---

<sup>3</sup> ADB アカウントビリティ・メカニズム（2003 年）

[http://www.adb.org/sites/default/files/pub/2003/ADB\\_accountability\\_mechanism.pdf](http://www.adb.org/sites/default/files/pub/2003/ADB_accountability_mechanism.pdf)

<sup>4</sup> 119. **Step 2: Registration and Acknowledgement of the Request.** Within 7 days from receipt of a request for compliance review, OCRП will register the request and acknowledge it. The registration of the request will be made on a register accessible to the public through the web site. CRP will inform the Board of any registration of the request. CRP will also release a press advisory that it has registered the request.（この脚注も含めて、以下の条文はすべて AM 政策よりの引用で、冒頭の数字は段落番号を示す。）

<sup>5</sup> <http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/alldocs/BDAO-7XGAWN?OpenDocument>

<sup>6</sup> 118. **Step 1: Filing of the Request.** A request for compliance review is filed with OCRП. As long as the complaint is subject to the consultation process conducted by the SPF, an affected party or its representative is not allowed to request compliance review unless the request is made for a parallel process of both compliance review and consultation at any time during the implementation of the course of action (step 7 of the consultation process).

<sup>7</sup> 84. **Step 7: Implementation of the Course of Action in the Consultation Process.** The SPF will implement the course of action in the consultation process in consultation with the complainant, the OD concerned, and the EA/DMC government or the PPS...（中略）...88...（中略）...If the complainant finds the consultation process not purposeful, the complainant may file a request for compliance review with OCRП if the complainant so wishes. If the complainant finds the consultation process purposeful but has serious concerns on compliance issues, the complainant may also file a request for compliance review while carrying on with the implementation of the course of action.

<sup>8</sup> 82. **Step 5: Decision by the Complainant to Carry on with the Consultation Process or to File a Request for Compliance Review.** Upon receipt of the complainant's decision to carry on with the consultation process and provide comments on the SPF's findings, the SPF will inform the OD and the complainant that they have 14 days from the date of the SPF's notification to provide their comments on the SPF's findings. Upon receipt of the complainant's decision to file a request for compliance review, the SPF will close the complaint. The SPF will submit a report to the President, with a copy to the OD concerned, the Board, and the chair of CRP, summarizing the complaint, the steps taken in addressing the problem, and the decision of the complainant.

<sup>9</sup> 83. **Step 6: Comments on the SPF's Findings by the OD and the Complainant, and Recommendation by the SPF.**

上、ステップ5やステップ6で規定されている手続きが適用されるべきである。確かにAMでは、申立て住民の一部（本件の場合、約160世帯中20世帯）のみがOSPF手続きから離脱してOCRПに進む場合を明記してはいるが、RAR案に対する申立て住民の判断が分かれるのは当然である。また、制度の趣旨からして手続きに解釈が必要な場合は、申立て住民への便益を優先することが望ましい。以上のことからOCRПは20世帯の申立てを登録すべきだと考えるが、OCRПの判断はいかがか。OCRПの判断に対する財務省の見解とあわせてお聞きしたい。

### 議題3：G20 ロスカボスサミットにおけるインフラ投資と化石燃料補助金の議論

提案者：田辺有輝 「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

背景：

6月18日～19日にメキシコのロスカボスにおいてG20サミットが開催される。その中で、インフラ投資や化石燃料補助金に関する議論が行われると理解しているが、これらの課題について、以下の点をお聞きしたい。

質問：

1. インフラ投資に関するカンヌ・サミット以降の状況、ロスカボスサミットに向けた準備状況を教えてください。また、財務省として特に関心の高い分野・論点があれば教えてください。
2. 昨年カンヌ・サミットでは、インフラ投資に関するハイレベル・パネル報告書<sup>10</sup>が提出された。報告書では、「国際開発金融機関と協働し模範となるプロジェクト」として11の地域的なインフラプロジェクトが提案されており、その特定基準として6つの基準（地域統合をもたらすプロジェクトか、政治的な支持を得ているプロジェクトか、地域の成長に変革的な影響をもたらすプロジェクトか、プロジェクトの準備の進捗よく状況を考慮しプロジェクトの成熟度は高いか、実施機関の技術的能力を考慮し、十分な組織的能力を有しているか、資金供与や信用度の点において民間部門にとって潜在的な魅力があるか）が示されている。しかし、この基準の中には、貧困対策としての妥当性、維持管理の持続可能性、環境社会影響の回避・最小化、プロジェクトへの被影響住民の支持などの考慮はなされていない。「模範となるプロジェクト」の選定にあたっては、これらの点を考慮すべきだと考えるが、基準設定について、財務省としてはどのように考えているか？
3. インフラ投資に関するハイレベル・パネル報告書で示された11の「模範となるプロジェクト」のうち、例えばコンゴ民主共和国のグラント・アンガ水力発電ダム（40ギガワットの発電量を有し、完成すれば世界最大）では、政治的不安定性、貧困削減効果、環境社会配慮など、多くの問題が指摘

---

Upon receipt of comments on the SPF's findings from both the OD and the complainant, the SPF will take into account their comments, make a recommendation, and seek the President's approval for either of the following: (i) determine that no further review will be purposeful and conclude the consultation process; or (ii) work out the proposed course of action in consultation with the complainant, the OD concerned, and the EA/DMC government or the PPS, and obtain their concurrence with its issuance. If the complainant finds the consultation process not purposeful, the complainant may file a request for compliance review with OCRП if the complainant so wishes.

<sup>10</sup> [http://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20\\_summit/2011/pdfs/annex09.pdf](http://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20_summit/2011/pdfs/annex09.pdf)

されている<sup>11</sup>。また、トルクメニスタン・アフガニスタン・パキスタン・インド（TAPI）天然ガスパイプラインでは、特にトルクメニスタンやアフガニスタンでの政治的不安定性・人権侵害・市民参加など大きな制約がある。国を超えた巨大インフラプロジェクト実施するには、より慎重な環境社会配慮が求められるが、適切な検討を阻害するような政治的イニシアティブは回避するべきである。財務省の見解を伺いたい。

4. 化石燃料補助金に関するカンヌ・サミット以降の状況、ロスカボスサミットに向けた準備状況を教えて頂きたい。また、財務省として特に関心の高い分野・論点があれば教えて頂きたい。
5. 化石燃料補助金の削減・撤廃は、気候変動対策だけでなく、財政逼迫の回避や格差是正策としても有効であると考えます。ただし、貧困層・脆弱層への影響が生じる可能性が見込まれる場合もあり、その影響の回避・最小化策が必要である。貧困層・脆弱層への影響回避・緩和策について、G20 及び世界銀行における議論の現状を教えて頂きたい。

---

<sup>11</sup> International Rivers, Infrastructure for Whom?  
<http://www.internationalrivers.org/infrastructureforwhom>